

文学博士山口瑞鳳君の『吐蕃王国成立史研究』に対する

授賞審査要旨

本書（昭和五八年刊）は、チベット族の統一国家として中国の唐王朝に対立し、政治的・文化的に目覚しい発展を遂げた吐蕃王国が、西暦七世紀の前半に成立した過程を取扱ったもので、三篇から成っている（全巻一〇〇三頁、本文九一五頁）。

第一篇「吐蕃」前史時代の考証的研究」において、著者はまず従来の吐蕃史に関する諸研究を紹介しつつこれに批判を加え（一章・二章）、著者が利用するチベット文史料として、編年記・王統表・宰相記などの敦煌発見の文献をはじめ、各種の碑文、所謂「埋藏本」、『プトゥン仏教史』・『赤冊史』・『王統明示鏡』、その他の後代の史料、のそれぞれに対する基本的な考え方を説明（三章）した上で、本題にはいって、吐蕃の支配者となるヤルルン王家の祖先および遠祖に関する所伝を検討している。即ちこの王家は後代の伝承などにみるような多数の世代を重ねたものではなくて、史実と認められるのは統一国家形成以前の六代までであるとなし、この王家の属するピャ部族が西部地区シヤンシユンのム部族と通婚してボン教徒となり、東遷して東部のカム地方に進出し、諸氏族の上に君臨するようになった経過を考え（四章・五章）、また諸部族の消長・移動と関連させつつ、中国の文献にみえる吐蕃・附国・女国・小羊同・大羊同の位置とその名称について考証している（六章）。

第二篇は「ヤルルン王家から吐蕃王国への発展」と題して、ヤルルン地方の小王国がティ・ルンツェン王の時代に発展して中央チベットの最も有力な支配者となり、東西にも勢力を伸してこれを支持する諸部族の勢力関係が変動し、統一国家への前段階といふべき情勢が作られたことを述べ（一章）、吐蕃王国の代表的支配者ソンツェン・ガムボ王について、王室の前後の系譜、彼を助けた宰相の名前を考証し（二章）た上で、王の治世の前期に東方のスムバ族を統合し、唐および親唐派の吐谷渾と対立して、唐と戦った経過を説明し（三章）、唐から文成公主を迎えた時期や（四章）、王が再度即位した前後の事情（五章）を考え、続いて王の治世の末期に吐蕃王国が略完成し、諸氏族による永久臣事の誓盟が成立した経過を述べ（六章）、更にこの王の治世の間に行われた文字の創制、法令と位階・官職の整備、褒賞や督戦の制度、度量衡の統一、刑罰と裁判、灌漑事業、税制等を説明している（七章）。

第三篇は「吐蕃王国の外交と国家体制」と題し、「第二篇で浮び上った諸問題と、そこで充分究明されなかった問題点を取り上げ、第二篇で確認された事柄に基づきながら従来の諸説を取捨して、新しい解答を試みたい。」という趣旨で叙述を展開している。著者はソンツェン・ガムボ王の生存年代については、西暦六四九年に六九歳で歿したという見解をとり（一章）、唐と吐蕃との間に舅甥の関係が成立した事情（二章）、文成公主が六四〇年に吐蕃に赴いて、それ以前六三八年に即位していたクンソン・クンツェン王と結婚したが、彼の死後に再登位したソンツェン・ガムボ王と再婚した経緯（三章）、唐と吐蕃との間にあった吐谷渾が親唐派と親吐蕃派に分裂し、吐蕃の勢力が伸びて親唐派にまで及んで行った三国間の外交関係（四章）を説明し、またネパール王女の入蔵と、ネパールの王位がソンツェン・ガムボ王の勢力で動かされた事実など（五章）を述べ、続いて吐蕃の国内制度に関して、所謂「十六清浄人

法」という制定法は存在しないで別に苛烈な刑罰体系があったこと（六章）、唐と対決するために作られた軍事国家体制の組織とその成立の時期、翼および千戸の所在地など（七章）について考察している。

本書は敦煌で見られたところの、遅くとも九世紀前半以前に写されたと認められる史料価値の高いチベット語文献を重要視しながら、各種史料の詳細な比較研究を行い、従来の諸学説に鋭い批判を加えつつ、多くの新事実を明らかにしている。全編にわたって史実考証の連続で、歴史叙述としては晦渋な部分があり、中には疑問の生じる余地が残されているものの、著者のこの業績は、吐蕃王国の成立について、これまでに各国の研究者が到達できた最高の水準を示すものと言わなければならない。